

別添 3 地域活性化総合特区の指定申請書（概要版）

地域活性化総合特別区域指定について

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

札幌コンテンツ特区

2. 総合特別区域について

(1) 区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

札幌市内全域。但し、札幌における規制特例の実施結果の検証を元に、ロケ撮影で使用される機会の多い国立公園、港湾、空港等をもつ北海道内の市町村への拡大を図る。

ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

火薬類取締法に係る特例措置については、適用範囲を個別に設定する。

iii) 区域設定の根拠

- ・自然、景観、四季の変化、食材等、魅力的な映像素材を多数有し、ロケ地として最適。
- ・各許認可官庁の所在が札幌市内にあり、許認可手続の補助を行っているロケーション・コーディネーター等も札幌市内に集中していること。
- ・許認可が広範囲に及び手続が複雑となる難易度の高い撮影は、市街地が中心であること 等

(2) 目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標：「アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造」を目標とする。

「世界が最も映像を撮りたい都市」を創り、札幌・北海道を舞台とした映像が多数撮影され、かつ札幌・北海道産の映像を多数流通させることで、ロケ地としての札幌を宣伝し、次のロケを誘引するとともに、映像を観た人が世界各地から訪れ観光をはじめとした多様な産業に波及する循環を創出し、地域全体が活性化することを目標とする。

イ) 評価指標及び数値目標

(1) 札幌におけるロケ撮影等映像制作の誘致・実施にともなう経済効果

(平成22年度) 10.6億円 ⇒ (平成27年度) 144億円

(2) 札幌の事業者が制作した映像の海外輸出額：(平成22年度) 0.2億円 → (平成27年度) 2.3億円

(3) 映像コンテンツ視聴者が札幌に観光に訪れることによる波及効果（訪日外国人来道者数）

(平成21年度) 50万人 → (平成27年度) 115万人

ウ) 数値目標の設定の考え方

(1) アジアや米国から映画等のロケ撮影を積極的に誘致し、平成27年度にハリウッドのメジャーな映画1作品分相当の経済効果を創出。

(2) 映像コンテンツを売買する海外市場への出展を強化し、出展地域を拡張。さらに、近年、輸出額が急増している韓国と同等の成長率を想定。

(3) 東日本大震災の影響を克服し、札幌市への外国人観光客の実宿泊人数目標（公約）を達成

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題と対象とする政策分野 及び イ) 解決策

【政策課題 1】ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさ、手続きの煩雑性

映画等のロケ撮影を行うには多くの規制があり、許認可の取得も極めて煩雑である。これが原因で、北海道はハリウッドのメジャーな映画のロケ撮影の候補地に上りながら、海外にその機会を奪われ続けた。このため、道路交通法等、一部実態に合わない規制の緩和、札幌市市長への一部権限の委譲、許認可申請窓口の一元化を提案し、ロケ撮影の機会を拡大する。

【政策課題 2】ロケ撮影等映像制作におけるインセンティブの欠如

ロケ撮影や映像制作に係る補助、助成等のインセンティブが弱い点もロケ撮影や地元企業による映像制作を阻む大きな要因である。このため、コンテンツ産業振興のために活用するファンドの新設・運用とそれに係る法規制の緩和を提案し、ロケ撮影及びコンテンツの制作を促進する。

【政策課題 3】コンテンツ流通におけるインセンティブの欠如及び営業機会の不足

コンテンツを広く流通させることは、コンテンツ産業のみならず、視聴者の観光客化等、他産業にとっても重要である。現状では流通促進方策が手薄なため、地場コンテンツの輸出収益に税の減免または税額控除措置を提案するとともに、未使用の映像素材の利活用と観光産業等での映像の二次利用促進を目的とした映像素材のデータベースを構築・公開する。

・対象とする政策分野：政策課題 1～3 いずれも (3) アジア拠点化、国際物流 1) コンテンツ

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

優れたロケーション、ロケ撮影地としての内外からの高い評価、自社制作力が高く国内外で番組等コンテンツの商談が好調な地元放送局や制作会社、映像制作を支える高い技術力を持つ専門事業者等が存在する。これら持ち得る資源を総動員し、取組みを図る。

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容

【政策課題 1に係る事業内容】

- ・ロケ等映像制作に係る一部規制の緩和、許認可権限の委譲及び許認可取得窓口の一元化
- ・有償ガイドによる撮影ルール遵守体制の構築、ロケ地保全に向けたガイド収入の一部還元
- ・ファシリティ・マネジメントの促進とロケ施設保全への収益の一部還元

【政策課題 2に係る事業内容】

- ・コンテンツファンドの創設・運用

【政策課題 3に係る事業内容】

- ・コンテンツ輸出収益に係る税の減免
- ・映像コンテンツ素材データベースの構築

イ) 事業実施主体

札幌市、「特区推進組織 (Film Sapporo)」および札幌コンテンツ特区協議会参加企業

ウ) 当該事業の先駆性

ロケ撮影に係る規制特例、インセンティブの整備、コンテンツ流通の促進は、いずれもコンテンツ産業の振興を図る上で必須の要件であり、それらをすべて地域が満たし、一体的に運用する体制の構築は先駆的かつ戦略的な事業である。

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会で議論し、共通認識を形成したほか、国の出先機関等からも助言をいただいた。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

各事業とも既に相当の実績を有しており、事業の大きな成果が期待できる状況にある。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

平成24年度予算に「札幌コンテンツ特区推進組織運営費」を要求予定、「コンテンツ販路拡大事業」（平成23年度からの拡充）、米国・中国・韓国でロケのトップセールス等を想定。

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ロケ撮影に係る規制のうち札幌市が権限を有するものは対応窓口の一元化と効率的な処理を行う
- ・公園等、区分によって許可取得に方法や申請様式が異なるものについては、条例等の改正により、様式の統一、手続きの簡素化を図る。

c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・平成23年8月 札幌市経済局内に「札幌コンテンツ特区推進本部」を開設
- ・平成24年4月 官民のメンバーで構成される「特区推進組織（Film Sapporo）」を組成予定。同組織がロケに係る許認可取得申請のワンストップ窓口としての機能を担う。

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

次代の映像コンテンツ産業を支える若手映像人材の育成、映像産業分野における韓国・釜山広域市等との国際連携の促進 等

イ) 目標に対する評価の実施体制： 特区協議会において毎年評価を行う。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

- 平成23年8月 「札幌コンテンツ特区推進本部」を開設
- 平成24年4月 「特区推進組織（Film Sapporo）」を組成
- 平成24年7月 「特区推進組織（Film Sapporo）」暫定業務開始 他

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

- ・協議会の母体となる「札幌コンテンツ特区協議会」を平成23年1月に設置し、計3回開催。
- ・本年9月、上記を法定協議会に移行し、会議を2回開催。メンバーは、札幌市、さっぽろ産業振興財団（事務局）、北海道、市内テレビ局、映像関連企業・団体、金融機関等。オブザーバーとして、国の出先機関、大学が参加。

3. 新たな規制の特例措置等の提案について

(1) ロケ撮影に係る撮影許可の新たな基準の設定と許可基準の緩和

道路交通法、道路法、国有財産法、河川法等の各法については、工作物の有無と撮影スタッフの人数に応じ、許可基準を「不要」「事後報告化」「札幌市長による審査」「全体協議」に区分するよう緩和を提案する。

(2) 札幌市内における撮影許可に係る窓口を札幌市長に一元化（一部権限委譲）

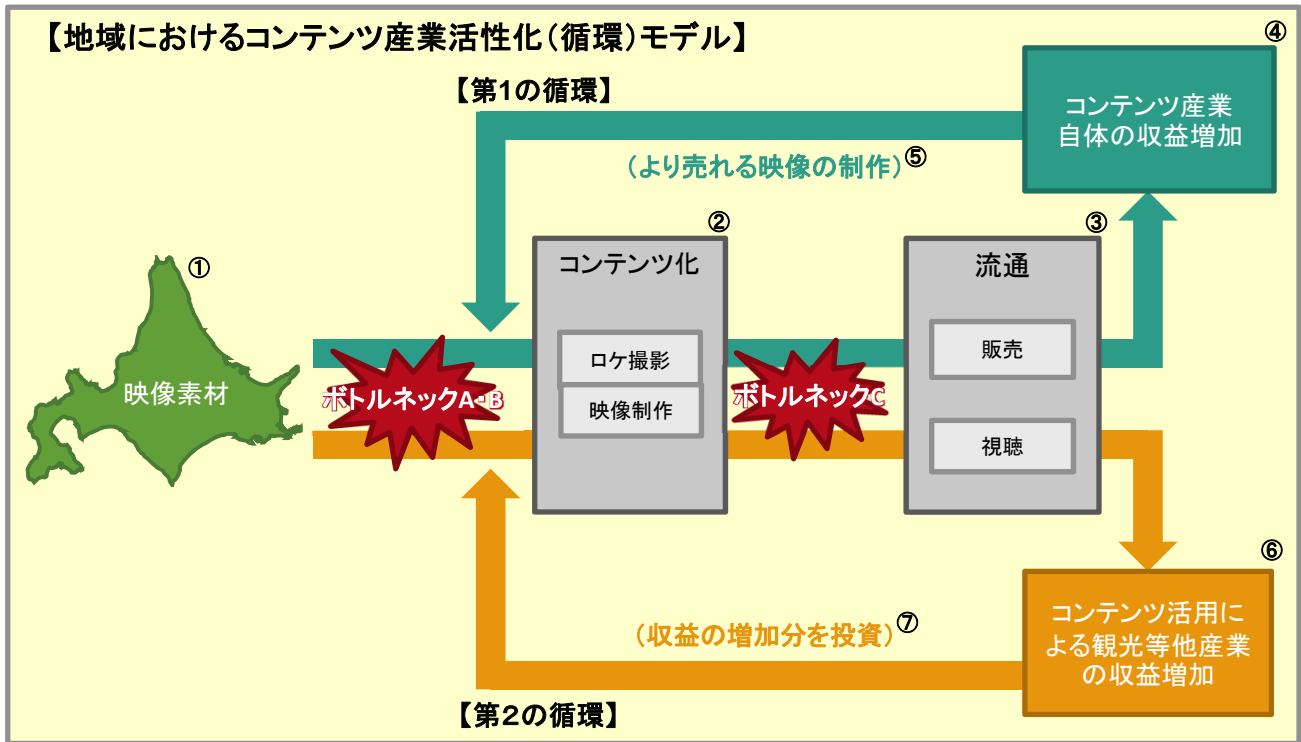
許可申請において、各施設管理者が行う審査手続（各施設管理者との事前協議含む）を札幌市長に委譲し、札幌市長の審査を通過した案件を各施設管理者が直ちに許可を行う（札幌市長の審査結果報告から1日以内）。また、一定規模内の撮影は札幌市長への届出とする。（新基準に基づく）

(3) 「投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）」第3条における投資先の限定列举の緩和

LLP、民法上の任意組合、合名会社、合資会社、合同会社にも投資できるよう、緩和を提案する。

(4) コンテンツの輸出収益に係る税の減免または所得控除

(参考図表1) 札幌のコンテンツ産業における政策課題



札幌が構築を目指す2つの循環モデル

※下のマル抜き数字は上図の丸囲み数字に対応

【前提条件】

① 札幌・北海道は、自然、景観、四季の変化、食材等、優れた素材を多数有している。

【第1の循環】

- ② それらの素材はロケによって「撮影」され、編集等の「制作」プロセスを経て「コンテンツ化」される
- ③ そのコンテンツが上映・放送・インターネット等を通じて「流通」する
- ④ ①～③によって、コンテンツ産業自体の収益が増加する
- ⑤ コンテンツ産業の収益が増加したことで、さらに売れるコンテンツの制作が促進される

【第2の循環】

- ⑥ 多くの人々がコンテンツを「視聴」し、話題となり、ロケ地への観光や食等の消費が拡大する
- ⑦ ⑥によりコンテンツ以外の産業の収益が増加し、収益の一部は新たなコンテンツへの投資に回る

循環モデルの構築を阻む3つのボトルネック

【ボトルネックA】

映画等のロケ撮影を行うには多くの規制があり、許認可の取得も極めて煩雑。これが原因で、北海道はハリウッドのメジャーな映画のロケ撮影の候補地に上りながら、海外にその機会を奪われ続けた

【ボトルネックB】

ロケ撮影や映像制作に係る補助、助成等のインセンティブが弱く、ロケ撮影や地元企業による映像制作が停滞

【ボトルネックC】

コンテンツの流通、とりわけ輸出を促進するための方策が手薄であり、コンテンツの海外流通が停滞

政策課題

【政策課題1】

ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさ、手続きの煩雑性

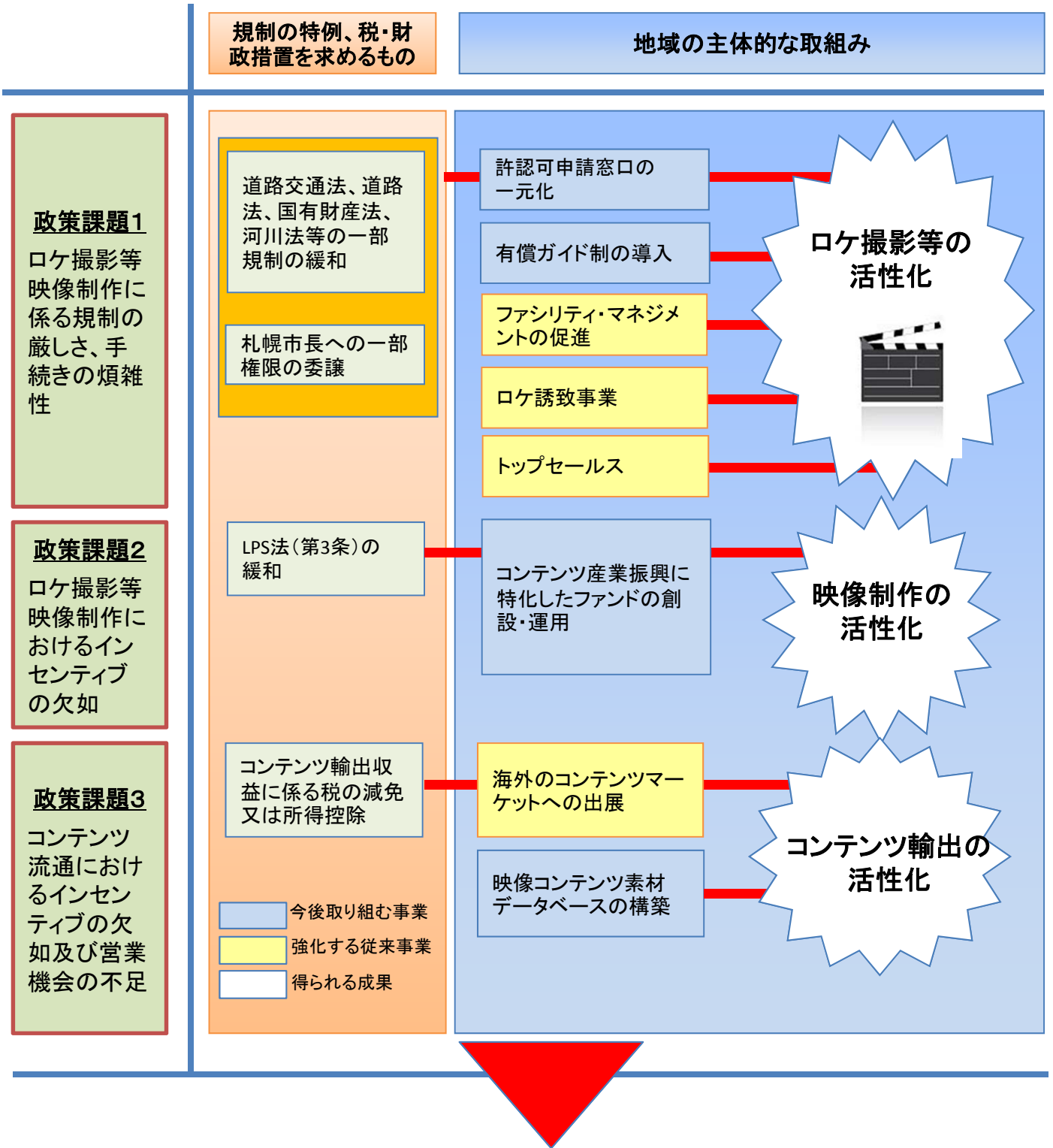
【政策課題2】

ロケ撮影等映像制作におけるインセンティブの欠如

【政策課題3】

コンテンツ流通におけるインセンティブの欠如及び営業機会の不足

(参考図表2) 札幌の映像産業振興を阻む課題の解決と効果



(数値目標1)	H22年度 10.6億円	ロケ撮影等映像制作の誘致・実施にともなう経済効果	H27年度 144億円
(数値目標2)	H22年度 0.2億円	札幌の事業者が制作した映像の海外輸出額	H27年度 2.3億円
(数値目標3)	H21年度 50万人	映像コンテンツ視聴者が観光に訪れることによる観光産業等への波及効果(札幌市の外国人宿泊者実人数)	H27年度 115万人